て読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ～ハ　略〕
ニ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ～ニ　略〕
ホ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　〔略〕
第三十七条　法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ～ホ　略〕
ヘ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　〔略〕
四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第三百八十一号）附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされた特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ロ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第七条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
第三十八条　法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ・ロ　略〕
ハ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

て読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ～ハ　同上〕
〔号の細分を加える。〕
二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ～ニ　同上〕
〔号の細分を加える。〕
三　〔同上〕
第三十七条　法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ～ホ　同上〕
〔号の細分を加える。〕
〔号を加える。〕
二　〔同上〕
三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二号において同じ。）、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
〔号の細分を加える。〕
〔号の細分を加える。〕
〔号を加える。〕
第三十八条　法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
〔イ・ロ　同上〕
〔号の細分を加える。〕